

様式第2号

**守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書**

年 月 日

守口市長

様

下記の講座を受講したいので、守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第8条の規定により、対象講座としての指定を下記のとおり申請します。

フリガナ						生年月日	年 月 日			
氏名 (申請者)							(歳)			
フリガナ						生年月日	年 月 日			
児童の氏名 (受講者が児童の場合)							(歳)			
住所	(-)					電話番号 () -				
受講施設の名称及び所在地	名称: _____ 所在地: _____									
講座の名称										
受講科目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
試験を免除できる科目										
受講期間	年 月 日 ~				年 月 日					
所要費用 (予定)	入学料		円、受講料		円		合計額		円	
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない									
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	(フリガナ) 氏名				生年月日		年 月 日			
	個人番号									
	住所(別居の場合)									
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当				する				・ しない	
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)									
(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。										

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学期料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講開始に要した費用に10分の4を乗じて得た額とします。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講修了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の5を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の1を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の中途中でやめた場合は、守口市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を添えて支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
(添付書類)
 - 1 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - 2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる所得証明書等の書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - 3 その他市長が必要と認める書類

同 意 書

守口市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座の指定のため、私及び私の世帯の課税状況について、守口市が確認することについて同意します。

住 所
氏 名